公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６２１号

札幌市豊平区中の島２条２丁目６番１―107号

債務者　野村　邦良

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２２号

札幌市豊平区中の島２条２丁目６番１―107号

債務者　野村千代子

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３２号

札幌市東区北42条東６丁目１番30―501号

債務者　姉崎　　輝

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３２号

札幌市豊平区月寒西１条６丁目１番４号　寺田マンション101

債務者　開米　雄二

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３３号

札幌市豊平区月寒西１条６丁目１番４号　寺田マンション101

債務者　開米　信子

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６６号

札幌市西区二十四軒１条２丁目３番27号　ニューライフサッポロＤ　Ａ棟203号

債務者　大泉　光徳

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３６号

札幌市西区八軒７条東３丁目１番12号　メゾンノーブル302号

債務者　日野　惠子（旧姓高橋）

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３９号

札幌市白石区北郷３条４丁目11番12号　ソシアルコートＫ３―４―202号

債務者　大林　敬和

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４２号

札幌市西区西野２条８丁目１番22―302号

債務者　村上　　務

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４３号

札幌市白石区菊水元町７条２丁目５番２号　グレードコート菊水202号

債務者　斉藤　　隆

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５０号

札幌市東区北25条東10丁目１番８号　レジデンス元町202号

債務者　庄内久美子

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６０号

札幌市南区澄川３条５丁目２番５―303号

債務者　堀　　由希恵（旧姓砂田）

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６８号

札幌市北区拓北６条１丁目10番６号

債務者　井上　隆史

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７１号

札幌市豊平区平岸４条11丁目１番６―302号

債務者　香川かおり

1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部